年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

岡山国民年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年5月まで

昭和 56 年5月に事業所を退職してすぐに役場で国民年金の加入手続を 行い、町内の国民年金保険料の集金人に自営業の夫と二人分の保険料を渡 していたが、当初の2年間が未加入となっていることは納得できないので、 記録を訂正してほしい。

この期間の最後2か月分は国民年金保険料の還付を受けたこととされているが、そのような請求は行っていないし、還付してもらった覚えもないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿から、いったん納付されていた申立人に係る昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。この原因は、申立人の国民年金被保険者資格の取得日について、同町が管理する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳では昭和56年6月1日とされている一方、社会保険事務所(当時)が管理する特殊台帳及びオンライン記録では58年6月1日とされており、町と社会保険事務所において申立人に係る国民年金の被保険者期間についての認識に相違があったことにあると考えられる。

しかしながら、申立人は、昭和 56 年 5 月 30 日に厚生年金保険の被保険者 資格を喪失しており、上記の還付を受けた月については、他の公的年金に加 入しておらず、強制加入の対象期間であることから、国民年金保険料を還付 することは適当でない。 一方、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和58年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、この時点では、申立期間のうち、56年6月から58年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となることから集金人を通じて納付することはできない上、申立人にも保険料を遡って納付した記憶はない。その上、特殊台帳から、社会保険事務所は申立人の国民年金被保険者資格の取得日を昭和58年6月1日として管理していることが確認できることから、同事務所が申立人に対して被保険者資格の無い56年6月から58年3月までに係る納付書を発行したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和58年4 月及び同年5月の国民年金保険料については還付処理に誤りが認められ、申立人は同期間の保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月及び同年8月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和57年4月

② 昭和61年7月及び同年8月

昭和 57 年4月に国民年金の加入手続を行った際、付加保険料の納付を申し出て、加入当初から付加保険料を納付しており、その後に勤務した事業所を 61 年3月に退職して、国民年金の再加入の手続を行った際にも付加保険料の納付を申し出て、次に厚生年金保険に加入するまで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間について付加保険料が納付されていないこととされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②前の昭和 60 年4月、同年5月及び 61 年3月について、申立人はオンライン記録では付加保険料を納付したこととなっている一方、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に付加保険料が納付された記録は無く、申立人の付加保険料に係る行政の記録管理には不備が見受けられる。

また、申立人は、申立期間②直前の昭和61年6月まで付加保険料を納付している上、申立期間②の定額保険料についても、同年10月末の納期限内に納付しており、納付意識の高さがうかがえるところ、申立人が申立期間②の2か月の付加保険料の納付を希望しない旨の申出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間②の定額保険料と併せて付加保険料も納付したと考えるのが自然である。

一方、制度上、付加保険料はその納付を申し出た以後の月について納付が

可能であるところ、オンライン記録には、申立人は昭和57年5月に付加保険料の納付を申し出たものと記載されているとともに、申立人が所持する年金手帳には「付加」の押印の横に「57.5.20」の記載があることから、申立人は付加保険料の納付を57年5月に申し出たものと考えられるが、この時点では、申立期間①の付加保険料を遡って納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月及び同年8月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成7年4月から同年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から8年10月1日まで

② 平成8年12月1日から11年8月1日まで

A社に社会保険事務担当者として勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が9万2,000円、申立期間②の標準報酬月額が20万円と記録されているが、同社に勤務していた時には給与が上がることはあっても下がることはなく、申立期間①は34万円から36万円くらい、申立期間②は36万円くらいの給与を支給されており、その給与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から同年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円と記録されていたところ、同年12月20日付けで、7年4月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理日である平成8年12月20日に申立てに係る事業所に在籍していた厚生年金保険被保険者5人(申立人を除く。)のうち3人について、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認でき、このうち二人は、自身の標準報酬月額について実際に受けていた報酬と相違している旨証言している。

さらに、申立てに係る事業所の滞納処分票から、申立期間①当時、同事業 所は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立てに係る事業所の商業登記簿から、申立人は、申立期間①において同事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理を

遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正が行われたとは認められず、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年4月から同年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、滞納処分票から申立てに係る事業所の滞納の事実は確認できるが、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、平成8年12月の随時改定は9年1月10日、同年10月の定時決定は同年8月8日、10年10月の定時決定は同年8月13日に処理されており、これらの処理については、申立期間①に係る遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

また、雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所を退職した時の離職時賃金日額は18,756円であり、離職(平成11年7月)前の6か月の平均賃金月額は56万2,680円であったことは確認できるが、申立人は給与明細書を保管していない上、同事業所の事業主(当時)は既に死亡し、取締役(当時)も申立期間当時の給与の支給実態は不明である旨回答しており、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の控除額及び上記期間を除く申立期間②の報酬月額を確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 16 日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年4月から同年7月までは120円、同年8月から22年4月までは270円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月16日から22年5月1日まで 学校を卒業した後、昭和21年4月からA社B事業所において鋳物の製造 業務に従事していた。昭和22年5月にC事業所の入社試験があったため、 A社B事業所を退職したが、同事業所における厚生年金保険の被保険者記 録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の改姓前の氏名と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が、同事業所において昭和21年4月16日に被保険者資格を取得し、同年8月に標準報酬月額が改定されている記録を確認できるが、これらの記録には資格喪失日が記載されていない。

また、上記被保険者名簿において、昭和 21 年4月 16 日から 24 年6月 12 日までの期間についての被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、私と同じ頃にA社B事業所に入社し、会社の寮でも一緒であった。なお、退職した後、申立人と偶然D駅で会ったときに、C事業所に入社してE業務に従事していると聞いた。」と証言しており、申立人は同事業所に勤務していたものと認められる。

さらに、申立人が、自分より先にA社B事業所へ入社し、退職時にも在籍 していたとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録は、昭和21年 3月12日から22年5月15日までであることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和22年5月に行われるC事業所の入社試験を受ける

ためにA社B事業所を退職した旨述べているが、同年7月からはC事業所での共済組合員の記録が確認できることから、その供述内容に不自然さは見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所における上記記録は申立人に係るものであり、事業主は申立人が昭和 21 年4月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったと認められる。また、申立人の同事業所に係る同資格の喪失日は22年5月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 21 年4月から同年7月までは 120 円、同年8月から 22 年4月までは 270円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成8年2月1日から9年1月1日までの期間について、 事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張 する標準報酬月額(20万円)であったと認められることから、上記期間に係 る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成8年2月1日から9年1月1日まで

② 平成9年10月1日から10年10月1日まで

ねんきん定期便と給料支払明細書を見比べたところ、標準報酬月額が実際の給与の総支給額よりも著しく低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のオンライン記録において、当初、20 万円として記録されていた 申立期間①の標準報酬月額が、平成8年9月6日付けで、同年2月1日に 遡及して9万2,000円とする随時改定を行うとともに、同年10月の定時決 定を9万2,000円に訂正する処理が行われていることが確認できる上、申 立てに係る事業所における他の厚生年金保険被保険者のオンライン記録に おいても、ほぼ全員に同様の処理が行われていることが確認できる。

上記遡及訂正処理について、申立てに係る事業所の事業主は、詳細は不明であるとしているが、滞納処分票から、同事業所は申立期間中に社会保険料の滞納があり、平成8年8月9日に同事業所の経理担当者(当時)と社会保険事務所の職員が面談し、保険料の引き下げについての協議を行った事跡が確認できる上、上記経理担当者は、具体的な経緯及び時期は記憶にないが、社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所の職員の指導により、実態とは異なる届出を行った旨証言している。

また、申立人が所持する給料支払明細書(平成8年2月分から同年12月分まで)から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は遡及訂正前のオンライン記録を上回っており、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は遡及訂正前のオンライン記録と一致(ただし、平成8年10月から同年12月までは変更前の保険料率に基づく。)することが確認できる。

なお、事業主は、申立人は板金業務の責任者であり、社会保険事務や給 与事務には関与していない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成8年9月6日付けで行った遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難い上、合理的な理由は無く、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 8年2月から同年12月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に 当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②については、オンライン記録における申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い上、申立人が所持する給料支払明細書から、i)平成9年10月から同年12月までの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録に見合う厚生年金保険料額を下回ることが確認できる、ii)10年1月から同年9月までの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録に見合う厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 892

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から50年12月まで

昭和 41 年9月まで勤めていた事業所の上司(4人)が、独立して新たに事業所を設立し、高額な給料支給と国民年金保険料の事業所負担という約束で誘われたので、私もその事業所に転職した。上司全員の国民年金保険料が納付されていることを確認したが、私だけが未納となっているのは納得できない。また、その事業所を4年半程度で退職した後の国民年金保険料は、妻(当時)が払ってくれていたはずであり、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年9月にその妻と同じ日に払い出されており、申立人及び妻はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において、申立期間の一部(昭和41年10月から50年6月まで)は時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人が氏名を挙げた申立てに係る事業所の上司4人のうち、国民年金への加入が確認できる3人の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和 45年1月から同年5月までの間に職権により払い出されていることが確認でき、同事業所が41年の設立当初から従業員を国民年金に加入させ、保険料を納付

さらに、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたと主張する昭和 41 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みとなっている上司二人のこの期間の保険料は、申立人が退職した後に実施された第 2 回特例納付 (昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施) 等により納付されていることが確認でき、同事業所が申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立てに係る事業所を退職した後の国民年金保険料を納

付したとするその妻の昭和46年5月から50年12月までの国民年金保険料も未納となっている。

その上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立てに係る事業所の事業主及び申立人の妻も既に死亡しており、申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1477 (事案 312 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から36年10月1日まで

A事業所のB事務所に勤務した昭和 35 年6月1日から 36 年 10 月1日 までの厚生年金保険被保険者記録が漏れているため訂正を申し立てたが、認められなかった。

このたび、採用された昭和 35 年度の人件費を前年度より1名増員して予算化していることや当時のA事業所本部職員50人の給与総額及び社会保険料の支払総額が記録されているA事業所の「11 年度会計予算書(案)」(抜粋)、「会計報告書第11年度」(抜粋)等を新たな資料として提出し、再度記録の訂正を申し立てる。

なお、A事業所は社会保険を重視していたので、本部職員の厚生年金保険料を支払わなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA事業所のB事務所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない上、同事務所における申立人と同様の雇用形態の職員に係る保険料の控除について確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料の納付事実を示す新たな資料として、A 事業所の「11 年度会計予算書(案)」(抜粋)及び「会計報告書第 11 年度」(抜粋)を提出しているが、これらの資料からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人は、後に就職したC事業所の事務局長、同社会保険事務担当者及びD大学准教授の意見書を提出しているが、これらの資料からも保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から34年11月26日まで

② 昭和35年1月4日から同年7月14日まで

③ 昭和35年8月10日から同年8月23日まで

④ 昭和35年12月19日から36年3月23日まで

⑤ 昭和36年3月16日から同年5月17日まで

A社、B社、C社、D社及びE社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっていた。しかし、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えもないので、脱退手当金が支給済みとなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)が裁定庁に回答したことが記録されている。

また、申立てに係る脱退手当金については、支給当時の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主 張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月から21年9月まで

昭和 18 年にA社に採用され、朝鮮半島にあった同社B事業所の経理課 に 21 年 9 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無 いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を承継するC社が保管する人事記録から、申立人は昭和19年3月23日から21年5月17日までA社B事業所に勤務していたことが確認できるが、その人事記録の厚生年金保険被保険者番号欄は空欄となっている上、C社は、同事業所に勤務した従業員の社会保険への加入、給与の支払、保険料控除等の状況については、当時の関係資料が無く不明である旨回答している。

また、申立期間当時、厚生年金保険法が適用されるのは「内地」である日本国内に所在する事業所に限られており、「外地」である朝鮮半島に所在したA社B事業所は同法の適用対象外であり、例外的な取扱いがなされる「内地」の事業所に在籍した状態で「外地」の事業所に勤務していたことをうかがわせる事情も申立人には見当たらない。

さらに、申立人と一緒にA社B事業所に採用されたとする同僚にも、同事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年12月16日まで 昭和41年4月半ばにA社に入社し、建設現場において従業員の勤務時間 の計算等の業務に従事していた。申立期間中は、雇用保険の記録もあるの で厚生年金保険料も同様に控除されていたはずである。それにもかかわら ず、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じ建設現場に勤務していた者の証言から、期間は特定できないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は自身の雇用形態について臨時社員であったと述べているところ、経理担当者(当時)であった同僚は、建設現場に勤務していた臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨回答している。

また、申立人が一緒に働いていたと記憶しているその夫にも、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所は、申立人の在籍期間、厚生年金保険被保険 者資格の取得、保険料控除等については不明である旨回答している。

加えて、申立人は申立期間の給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで 昭和45年6月2日から46年7月31日まで、A社において事務員として 勤務し、同年7月分までの厚生年金保険料を控除されていたと記憶してい るので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人の申立てに係る事業所における離職日は昭和 46 年7月 30 日であることが確認できる上、同事業所の元事業主の親族が保 管する労働者名簿にも同日が申立人の退職日として記録されている。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していた従業員9人のうち、回答があった4人は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間は覚えていない旨回答をしている。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、この ほかに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控 除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年頃まで

② 昭和24年頃から25年5月1日まで

A事業所の事務局に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入 記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

また、昭和24年頃にA事業所を退職した後、すぐにB事業所C事務所に 就職し、25年4月末まで勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の加入記 録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所の事業を承継しているD事業所は、当時 の資料は無く、申立人の申立期間①における勤務については不明である旨 回答している上、申立人は、当時一緒に勤務した同僚の氏名を記憶してお らず、申立期間①における勤務実態等について証言を得られない。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

2 申立期間②について、B事業所は、申立人の申立期間②における勤務については不明である旨回答している上、申立人は、当時一緒に勤務した同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間②における勤務実態等について証言を得られない。

また、B事業所C事務所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年5月1日であり、申立期間②においては適用事業所ではない。

3 このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和54年4月1日から平成16年3月1日まで A社で運転手として勤務していた期間に支給された給与のうち旅費部分 が報酬月額に含まれていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額は、申立てに係る事業所から支給された給与のうちの旅費部分を含んだ額になっていない旨主張しており、申立てに係る事業所も、報酬月額の届出に当たっては旅費を含めていない旨回答し、このことを認めている。
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 3 申立期間の標準報酬月額のうち、昭和 54 年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間、9 年 1 月、10 年 2 月、12 年 11 月、13 年 7 月、14 年 2 月、同年 3 月、同年 8 月から 15 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 16 年 2 月までの期間については、申立人は給料旅費等支給明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事業所も賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することができない。

また、平成4年1月から6年10月までの期間、7年4月から8年9月までの期間、9年8月から10年1月までの期間、同年3月から12年10月までの期間、同年12月から13年6月までの期間、同年8月から14年1月までの期間、同年4月から同年7月までの期間及び15年7月から同年9月までの期間については、申立人が所持する給料旅費等支給明細書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、平成6年11月から7年3月までの期間、8年10月から同年12月までの期間及び9年2月から同年7月までの期間については、申立人が所持する給料旅費等支給明細書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を下回ることが確認できる。

加えて、申立てに係る事業所が、昭和60年4月1日から加入している厚生年金基金の記録から確認できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、オンライン記録及び被保険者原票における申立人の標準報酬月額の記録に遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和40年頃から44年頃まで

申立期間において、A社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金 保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚(当時)の証言から、勤務期間を特定することはできないが、 申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明である旨回答しており、上記同僚からも申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は確認できない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日から国民年金の加入手続を昭和45年9月頃に行ったものと考えられるが、加入当時、申立人が居住する市が作成した国民年金被保険者名簿において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは、A社より前に勤務したB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の38年7月21日であることが確認でき、また、55年に書き換えられた同名簿においても、B社以外に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年10月1日まで 昭和44年10月1日にA社に入社し、45年10月11日まで営業や集金等 の業務に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記 録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚(複数)の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、平成元年 12 月 3 日に解散している 上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状 況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、当時の同僚(複数)からは、申立人の申立期間に係る保険料控除についての証言は得られない。

さらに、申立人は申立期間の給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保 険の加入の状況及び保険料控除の状況を確認できない。